

「ゴミ貯溜機の営業秘密技術情報」不正競争行為差止請求控訴事件：大阪高裁平成30(ネ)960・平成31年2月14日（8民部）判決<控訴棄却>

【キーワード】

技術情報の不競法上の営業秘密，秘密保持義務，公然知られていないもの，一般不法行為法（民709条）

【事案の概要】

1 請求及び裁判の経過

本件は，控訴人（日本クリーンシステム株式会社）が，ゴミ貯溜機に関する原判決別紙営業秘密目録記載の技術情報（以下「本件技術情報」という。）が不正競争防止法（以下「不競法」という。）上の営業秘密である旨主張して，被控訴人P2を除く被控訴人ら（太陽工業有限会社・銀座吉田株式会社・株式会社サン・ブリッド・P6）に対し，不競法に基づき，ゴミ貯溜機の製造販売等の差止め及び廃棄（前記第1の2・3），被控訴人P2に対し，不競法及び秘密保持契約に基づき，ゴミ貯溜機に関する本件技術情報の使用開示等の差止め（同4），被控訴人らに対し，不競法違反の不法行為に基づく損害賠償（同5），被控訴人P2に対し，上記契約に基づき，損害賠償（同6）を求め，また，ゴミ貯溜機の商品表示が周知商品等表示である旨主張して，被控訴人銀座吉田に対し，不競法に基づき，又は同商品表示の商標権に基づき，原判決別紙被告標章目録記載の標章の使用差止め（同7）及び損害賠償（同8）を求めている事案である。

原審は，控訴人の請求をいずれも棄却したため，控訴人がこれを不服として控訴を申し立てた。

控訴人は，当審において，前記第1の5の請求につき，一般不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求を選択的に追加した。

2 前提事実等

前提事実，争点及び当事者の主張は，次のとおり補正し，後記3のとおり，当審における当事者の主張を付加するほかは，原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2並びに第3（原判決3頁23行目から33頁12行目まで）に記載のとおりであるから，これを引用する。

- (1) 原判決4頁9行目の「1億5000万円の借入れで」を「1億5000万円で」に改める。
- (2) 原判決4頁20行目の「被告サン・ブリッドは，」から21行目末尾までを削る。
- (3) 原判決9頁11行目の「よりゴミ」を「より多くのゴミ」に改める。
- (4) 原判決19頁22行目の「過去販売した図面等」を「過去販売した控訴人製品の図面等」に改める。
- (5) 原判決21頁13行目から17行目までを次のとおりに改める。

「さらに、それだけでなく、被控訴人銀座吉田及び被控訴人P2は、サキダスが製造して中国の成都のショッピングセンター太古里三厘屯あるいは北京の王府井のショッピングセンターに納品された控訴人製品の模倣品の製造販売に関与し、さらに、シンガポール大学病院向けに控訴人製品の模倣品の商談を進めているが、これらのことも同人らのメールのやりとりで裏付けられている。」

(6) 原判決23頁22行目の「製造させた場合は、」を「製造させた。」に改める。

(7) 原判決25頁10行目の「製造していた場合は、」を「製造していた。」に改める。

(8) 原判決26頁1行目の「5号又は」を削る。

(9) 原判決26頁7行目の「6号又は」を削る。

(10) 原判決30頁16行目から18行目までの「被告製品」（3か所）をいずれも「本件製品」に改める。

(11) 原判決32頁5行目の「訴外会社」を「被控訴人銀座吉田」に改める。

【判 断】

1 本件技術情報は不競法上の営業秘密であるか（争点(1)）について

(1) 不競法上の営業秘密の要件

控訴人は、本件技術情報が不競法上の営業秘密である旨主張するところ、不競法上の「営業秘密」といえるためには、秘密として管理されている（秘密管理性）生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって（有用性）、公然と知られていない（非公知性）ことが必要である（同法2条6項）。

(2) 控訴人内部における管理について

控訴人は、上記のうち秘密管理性の点につき、本件技術情報は、電子データと電子データを印刷した紙ベースで保管され、それらの情報にアクセスできる者を福島工場の従業員18人と役員等の限られた控訴人の従業員に限り、また、就業規則に従業員の秘密保持義務を定めるほか、秘密保持の誓約書の提出を受けていた旨主張するとともに、それらの従業員は、本件技術情報が控訴人にとって重要な技術情報であり、社外に持ち出したり、漏洩したりしてはいけない秘密の情報であることは十分に認識できていたから、営業秘密として管理されていたと主張する。

証拠（甲31の1～31の18、甲32、33、36）によれば、控訴人主張の情報の管理状況や、就業規則の定め、従業員から誓約書を徴求している事実が認められ、その対象の情報が控訴人において重要な技術情報であると認識できるとの点も、そのとおり認めることができる。

(3) 外注先との関係における管理について

証拠（甲93の1～93の4）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人が外注先と製作請負契約を締結するに当たり、控訴人が外注先に対して貸与した物件等

を対象とした秘密保持契約を文書により締結することがあったことが認められる。しかし、証拠として提出された当該秘密保持契約に係る契約書は、平成14年の作成日付のもの2通と、平成15年の作成日付のもの及び平成21年の作成日付のもの各1通にとどまる。

また、控訴人代表者の陳述書(甲21)には、控訴人が被控訴人サン・ブリッドから控訴人製品の部品の一部の供給を受けていた旨の記載がある一方、控訴人は、被控訴人サン・ブリッドではなく、被控訴人太陽工業から控訴人製品の部品の一部の供給を受けていたことを認めている。控訴人が部品の供給を受けていたのが被控訴人太陽工業らのうちいずれであれ、その際には、控訴人から被控訴人太陽工業らに対して、少なくとも当該部品を製造するのに必要な範囲で、控訴人製品の図面等の情報が交付されていたことを推認できるが、控訴人と被控訴人太陽工業らとの間で秘密保持契約が締結された形跡はない。

(4) 被控訴人銀座吉田等との関係における管理について

被控訴人銀座吉田は、前提事実(1)エ、(2)アのとおり、平成6年頃から、香港、シンガポール及び中国における控訴人の唯一の代理店として、控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスを担当していたのであるから、控訴人は、長年にわたり、被控訴人銀座吉田に対し、それらの業務に必要な、控訴人製品に関する図面等の情報を数多く交付してきたことが推認される。

そして、被控訴人銀座吉田は、控訴人から交付を受けた控訴人製品に関する図面等の情報で、本件技術情報を含むものの例として、戊1号証から戊64号証までを提出する。これらのうち、控訴人が、自ら交付したことを積極的に争っておらず、かつ、本件訴訟において、控訴人の営業秘密に関する記述があるとして、民事訴訟法92条1項2号に基づき、閲覧等の制限を申し立てた部分の内容は、次のとおりである。

① 戊5号証の一部、戊6号証

八角部分(隔壁板)の構造を示す図であり、甲20号証の20から22までの内容と共通する記載がある。

② 戊9号証の2の一部、戊10号証の2、戊12号証の2の一部、戊14号証の2、戊15号証の2の一部、戊64号証の一部

シール部分の図面であり、甲25号証の1から5までの内容と共通する記載がある。

③ 戊17号証の2の一部、戊18号証の2の一部、戊22号証の2、戊23号証の2、戊59号証の2

蓋ジョイント部分の図面であり、甲20号証の17・18、甲28号証の1・2の内容と共通する記載がある。

④ 戊36号証の一部

控訴人の福島工場を訪問して、ドラム部分の全体像を撮影した写真である。

少なくとも、以上の戊号証中に記載された情報については、控訴人が被控

訴人銀座吉田に交付したもので、かつ、控訴人が本件において営業秘密であると主張する本件技術情報に属する情報を含むものであると認められる。

他方、控訴人が、被控訴人銀座吉田との間で、被控訴人銀座吉田に交付する技術上の情報につき、秘密保持契約を締結し、又は締結しようとした形跡は全くない。控訴人が被控訴人銀座吉田に対してゴミ貯溜機に関する取引終了を通知した際の書面（甲9の1）にも、従前交付した図面等の取扱いについては触れられておらず、それ以外にも、控訴人が、被控訴人銀座吉田に対し、交付した技術上の情報の取扱いや用済み後の回収について何らかの要請をした形跡はない。

控訴人の従業員P7が、平成26年4月4日10時47分頃、被控訴人銀座吉田の代表者に宛てて送信した電子メール（甲115）には、控訴人製品の修理をするのに必要な部品及び図面の一部につき、「図面の流出は避けたいので福島工場で作成致します」との記載がある。控訴人は、これをもって、被控訴人銀座吉田に対しては、控訴人製品で使用される部品の一部について、その図面を外部に知られたくないものであることを伝えているから、被控訴人銀座吉田は、本件技術情報を含む、控訴人製品の図面情報が秘密として管理されることを認識し得た旨主張する。

しかし、甲115号証の電子メールが送信されたのと同じ日の13時35分頃には、改めてP7から被控訴人銀座吉田の代表者に対し同じ用件で、甲115号証の電子メールからは内容を修正した電子メール（戊65）が送信されており、これには「図面の流出は避けたいので福島工場で作成致します」との文言はない。ということは、修理に必要な部品及び図面の一部についての「図面の流出は避けたいので福島工場で作成致します」との控訴人の見解は撤回されたものと考えられるのであって、甲115号証の電子メールは、被控訴人銀座吉田が控訴人製品の図面情報が秘密として管理されることを認識できたとする根拠にはならないというべきである。

(5) 前記(2)から(4)までを踏まえた検討

上述のとおり、控訴人内部における本件技術情報の管理状況については控訴人の主張どおり認められるものの、控訴人が外注先に対して控訴人製品の図面等の情報を交付する際には、必ずしも秘密保持契約を締結しておらず、むしろ締結しなかった方が多かったことがうかがわれる。また、控訴人は、香港、シンガポール及び中国における控訴人の唯一の代理店として、控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスを担当していた被控訴人銀座吉田に対しても、長年にわたり、少なくとも本件技術情報の一部を含む多くの技術上の情報を交付しながら、秘密保持契約を締結することも、交付した情報の取扱いや用済み後の回収について何らかの要請をすることもなかったと認められる。控訴人が、被控訴人銀座吉田に対し、控訴人の交付する技術上の情報を秘密として管理されるべきものであることを表明した形跡はない。

また、控訴人は、長年にわたり、被控訴人銀座吉田に対し、香港等における

控訴人製品の販売及びメンテナンスサービスの業務に必要な図面等の情報を数多く交付してきたことが推認されるので、本件技術情報のうち、PLCプログラム等一部のものについてのみ、被控訴人銀座吉田との関係において、他の情報と異なる管理がされていたと認めることもできない。

そうすると、本件技術情報は、全て、不競法にいう「秘密として管理されていた」とは認められないというべきである。

(6) 被控訴人太陽工業及び被控訴人銀座吉田の認識可能性に関する控訴人の主張について

控訴人は、被控訴人太陽工業や被控訴人銀座吉田は、本件技術情報が営業秘密であることを認識できた旨主張する。しかし、控訴人とは別個の事業者である被控訴人太陽工業や被控訴人銀座吉田においては、事業上入手した他の事業者の技術上の情報を使用することは本来自由であるから、控訴人が被控訴人太陽工業や被控訴人銀座吉田に交付した技術上の情報につき、秘密保持契約の締結等その保護のための手立てを何ら執っていなくても、営業秘密として保護されると解することはできない。控訴人の上記主張は、前記(5)の判断を左右するものではない。

(7) 小括

したがって、本件技術情報は、秘密として管理されていたとは認められないから、不競法上の営業秘密といえない。

2 各被控訴人の不正競争行為の成否（争点(2)）、被控訴人らの不正競争行為により控訴人の受けた損害の額（争点(3)）について

前記1で認定した控訴人における控訴人製品の図面等の管理状況に加え、前提事実(2)の本件の経緯からすると、本件製品1、2は、取引関係者に交付された控訴人製品の図面等を利用して製造されたものであることが容易に推認でき、被控訴人らが直接でなくとも、少なくとも間接的にその製造に関与したことがうかがわれるところである。しかし、前記1で判示したとおり、本件技術情報が不競法にいう営業秘密に該当するとは認められない以上、当審における控訴人の主張を勘案しても、控訴人が主張する被控訴人らの不正競争行為はいずれも認められない。

したがって、被控訴人らの不正競争行為を前提とする控訴人の被控訴人らに対する差止請求及び廃棄請求並びに損害賠償請求は全て理由がない。

3 被控訴人P2の秘密保持義務違反の成否（争点(4)）について

当裁判所も、控訴人の被控訴人P2に対する本件確認書に基づく合意違反を理由とする請求は理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の第4の3（原判決38頁14行目から39頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決38頁23行目の「連絡もしている」の次に「(甲58)」を加える。

(2) 原判決 39 頁 4 行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「控訴人は、被控訴人 P 2 が、控訴人を退職した平成 26 年 9 月 30 日当時、控訴人に大きな不満を持っており、かつ、控訴人と被控訴人銀座吉田との関係が既に悪化していたことなどを根拠として、被控訴人らは、平成 26 年初め頃から、被控訴人 P 2 が控訴人から持ち出した図面データを使用することを考え、控訴人製品の模倣品を製造する準備を着々と進めていたと推認できる旨主張する。しかし、仮に、控訴人が主張するとおりなのであれば、被控訴人銀座吉田は、同年 10 月 20 日に、控訴人代表者に対し、わざわざ成都案件を受注できる旨連絡する必要はなく、むしろ、そのような連絡はしないものと考えられる。そうすると、控訴人の上記主張は採用できない。」

(3) 原判決 39 頁 9 行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「控訴人は、本件確認書に規定する「技術上または営業上の情報」とは、不競法上の「営業秘密」と同義ではなく、控訴人が本件確認書第 1 条及び第 2 条で「秘密情報」として指定した情報を指す旨主張する。しかし、仮にそうであるとしても、上記説示のとおり、本件の証拠上、被控訴人 P 2 が控訴人の技術情報を持ち出したと推認するには至らないのであるから、控訴人の上記主張は、本件の結論に影響を与えるものではない。」

(4) 原判決 39 頁 15 行目の「他方、」から 18 行目の「無効である。」までを削る。

4 一般不法行為（民法 709 条）の成否（当審で追加された争点）について

控訴人は、控訴人製品の図面情報を控訴人に無断で使用して本件製品 1、2 を製造して納入した被控訴人らの行為は、仮に営業秘密の侵害に当たらないとしても、民法 709 条の不法行為を構成する旨主張する。

しかし、不競法は、事業者間の公正な競争を確保するため、本来自由であるべき営業活動に制約を加えて、事業者の保有するどのような技術上又は営業上の情報が「営業秘密」として保護され、他の事業者がそれをどのように利用する行為が「不正競争行為」として規制されるかを定めるものである。そうである以上、他の事業者の技術上又は営業上の情報を利用する行為であっても、当該情報が不競法上の営業秘密に該当しない場合には、不競法が保護するのは別個の法律上保護される利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、営業活動として不法行為を構成するものではないと解すべきである。

本件においては、被控訴人らにおいて、上記のような特段の事情があることを認めるに足りる証拠はないから、控訴人の当審における民法 709 条に基づく追加請求は理由がない。

5 被控訴人銀座吉田による商標権侵害等の成否（争点(5)）について

当裁判所も、控訴人の被控訴人銀座吉田に対する原判決別紙被告標章目録記載の標章の使用に関する請求は理由がないものと判断する。

その理由は、原判決「事実及び理由」中の第 4 の 4（原判決 39 頁 22 行目から 40 頁 11 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

6 結論

以上の次第で、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、控訴人の当審における追加請求もいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

特に論評するような事項はない。第一審判決はすべて妥当であるという内容の控訴審判決である。

[牛木 理一]